11月は「労働保険適用促進強化期間」です

~ 1人でも雇ったら、労働保険の加入手続きが必要です~

労働保険

労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気にかかったりあるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うもの

雇用保険

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定等を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うもの

労働保険は、政府が管掌する強制保険で、保険料の徴収等については、事業主に よる自主申告・自主納付を前提としております。

労働者を1人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず、労働保険の適用事業となり、事業主は成立(加入)手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

しかしながら、未だ労働保険の成立(加入)手続きがなされていない事業主の方が少なからず見受けられ、このことは、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要な課題となっております。

そのため、「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11 月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国において集中的な適用促進活動を展開し、未手続事業の解消に向けて一層の適用促進(加入勧奨、手続指導)を図ることとしております。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所